

論文

少年院における非行少年と法務教官の関係性と変容

——アンケート調査の分析から——

作 田 誠一郎

〔抄 録〕

本調査は、少年院に在院している少年に対するアンケート調査を通じて、法務教官の関係を中心に対人意識および少年の自己変容に着目して考察した。結果として、対人意識においてグループおよび他者評価を重視する傾向が女子に認められ、男子ではプライベートおよび能力主義的な傾向が認められた。具体的な少年院に生活に関する設問では、集団生活の苦手意識は女子が男子にくらべて高く、進級するごとに高まる傾向が読み取れた。また少年院における自己変容のきっかけの設問では、入院前の1級において「担任との面接」が最も高い値となった。実際の法務教官の面接に対しても約8割が好意的な意識を有していた。さらに、この面接に関して4つの類型にまとめところ、「拒否会話型」においていくつかの特徴が見出された。このタイプの少年に対してどのようにかわり、どのように支援していくのが今後の課題のひとつであることを提示した。

キーワード：非行少年，法務教官，支援

1. 問題の所在

少年犯罪は、少年の刑法犯等の検挙者をみると戦後最も少ない値を示している。また少年院の収容者数も平成13年以降減少し続けている（『令和2年版犯罪白書』2020）。少年が犯罪行為等を犯して家庭裁判所に送致されると、当該少年に対する調査を経て審判（「審判不開始（教育的措置）」）または「試験観察（経過を観察後に処分を決定）」の結果、「保護処分」「検察官送致」「不処分（教育的措置）」「都道府県知事又は児童相談所長送致」の処分が決定する。「保護処分」では、「保護観察」「少年院送致」「児童自立支援施設等送致」に類別されており、本

調査対象である少年は、この「少年院送致」の保護処分決定を受けた少年である。

この少年院とは、法的にどのような施設であろうか。「少年院法」によれば、「この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする」（第1条）と明示されている。つまり少年院は、収容した少年の改善更生と社会復帰を目的とした施設といえる。

少年院では、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院の矯正教育の目標や内容、実施方法等を定めた少年院矯正教育課程を編成したうえで、入院してくる少年一人ひとりの特性および教育上の必要性に応じて家庭裁判所や少年鑑別所の情報や意見を参考にしつつ、個人別矯正教育計画を作成して教育を実施している。具体的には、「生活指導」（善良な社会人として自立した生活を営むために知識・生活態度の習得）、「職業指導」（勤労意欲の喚起や職業上の有用な知識や技能の習得）、「教科指導」（基礎学力の向上、義務教育や高校卒業程度認定試験受験指導）、「体育指導」（自立した社会生活を営むための健全な心身を育てることを目的とした指導）、「特別活動指導」（社会貢献活動や野外活動、音楽の実施など情操を豊かにし、自主性や自律性、協調性を育てるための指導）がおこなわれている⁽¹⁾。つまり、少年一人ひとりの特性に応じた個別の指導計画のもとで、矯正教育と社会復帰の支援等を弾力的な期間内で実施しているのである。

このような非行少年に対する少年院の位置づけは、戦前の矯正院に認めることができる。1922（大正11）年に「少年法」および「矯正院法」が公布されて以降、東京にある多摩少年院や大阪の浪速少年院、愛知の瀬戸少年院など、名称は当時から「矯正院」ではなく「少年院」と呼ばれていた⁽²⁾。開設当初から「矯正院法に基き設置された国家の保護機関（国立）であって刑罰法令に触るる行為を為したる者及刑罰法令に触るる行為をなす虞れある少年を収容し厳格なる規律の下に適当なる教養を施し又生活に必須なる実業を練習せしめて自活自営の基礎的訓練を為し」（広島少年院1941:9）として、非行少年を保護する立場から少年の社会復帰に際する「自活自営」を目指した施設であった。戦後は、新たな「少年法」（1948）および「少年院法」（1948）のもとで非行少年に矯正教育を授ける施設として、さらに2000年に入り改正された「少年法」（2014）ならびに「少年院法」（2015）が施行され、現在に至っている。そして、少年院では、国家公務員である法務教官が少年の支援および指導をおこない、多くの少年が社会復帰を果たしている。

しかし、近年の在院している少年は、家庭環境や学校環境、地域環境の諸問題とともに発達障害等を抱えるケースも増加しており、処遇に関する課題も山積している（宮口2019）。ここでこれまでの少年院における調査に着目すると、広田らの少年院における質的調査があげられる。その調査のなかでは、矯正教育の可能性と限界が示されている。結果として、少年院における矯正教育の限界は、教育機能（処遇プログラム等）に偏重した教育万能主義による弊害で

あり、また施設内の教育が出院後の異なる生活状況下において長期的な影響力を永続し難いという指摘である。裏返せば、矯正教育アプローチ以外の心理・医学・福祉的なアプローチとの連携の有用性や少年院の集団生活、法務教官とのインフォーマルな関わりによる処遇プログラムとは異なる非行少年の意識の変化、そして出院後の継続的な教育効果という課題が読みとれる。また都島(2017)は、出院後の少年に対するインタビュー調査から、公的処遇において提示されるライフスタイルの一部を否定することにより、自らが主体となって「立ち直り」の資源として知覚していることを指摘している。また実践的な側面として、「立ち直り」が社会的スティグマの緩和プロセスを含意することを示唆している。これらの先行研究の課題から少年院における矯正教育の功罪とともに法務教官の関わりが重要なポイントであることがわかる。

本論の目的は、少年院に在院している少年と法務教官の関係を中心に非行少年の対人意識の特徴について明らかにする。少年院という生活環境や法務教官という新たな大人と関わりは、少年にとって影響を与えらると思われる。その影響を対人意識の側面を中心に探索的に考察する。

2. 分析の対象と目的

本調査は、2018年3月から同年4月にかけて少年院20か所(調査時点で全国52施設)に対して調査票を配布して記入してもらった集合調査法を用いた。全体のサンプル数は、760である。また男女比は、男子が88.8%(675)であり、女子が11.2%(85)である^③。本調査においては、法務教官に関連する質問項目を用意しているため、無記名の後、用意した個別の茶封筒に封入して回収することで、率直な少年院の生活や法務教官との関係について回答が得られるように配慮した。

次にこれまでの非行少年の調査を通じて本論の分析視角を論じる。少年院に在院している少年の調査は、施設の性格上あまり実施されてこなかった。本論では、量的データから少年院における生活や対人関係を通じて、在院している少年の意識の変化やその特徴、少年と法務教官の関係の実態と変容について明らかにする。すなわち少年院における法務教官の関わりと少年の意識の変化を明らかにすることで、出院後の立ち直りや新たな社会生活への移行に際して、どの点が課題であるのかを提示する。

3. 分析結果

1) 全体的な傾向

はじめに少年の全体的な対人意識をみてみたい。対人意識の質問項目については、「一人で好きなことをやっている方が、人と遊んでいるより好きだ」「人とつきあうとき、自分がどう見られているのかが気になって疲れる」「能力がない人は、よい生活ができなくて当然だ」「た

いていのことなら他の人と同じくらいできる」「いつも自分の行動を振り返り、よくしようと思う」「親しい人たち（友だちや家族など）以外の人の考え方や行動に興味がない」「人から認められないと不安である」「将来よい生活できるようになるためなら今の楽しみをがまんする」「人間は誰でも失敗することがあるので、間違っ場合は許すことが大切だ」「よく知らない人と話すのは苦手だ」の以上である⁽⁴⁾。この質問項目から数量化三類を用いて少年の対人意識の全体的傾向を分析したところ、次の4つの軸が得られた。

第1軸は、「親しい人たち（友だちや家族など）以外の人の考え方や行動に興味がない」がプラスで最も高い値としてあらわれており、親密な範囲の人間関係を重視しているようである。また「将来よい生活できるようになるためなら今の楽しみをがまんする」や「いつも自分の行動を振り返り、よくしようと思う」がマイナスの値としてあらわれている。したがって、これらの特徴から「グループ重視の軸」と名付けた。

第2軸は、「人とつきあうとき、自分がどう見られているのかが気になって疲れる」および「人から認められないと不安である」が高い値を占め、反対に「親しい人たち（友だちや家族など）以外の人の考え方や行動に興味がない」がマイナスで最も低い値を示していることから「他者評価重視の軸」と名付けた。

第3軸は、「一人で好きなことをやっている方が、人と遊んでいるより好きだ」が高い値となっていることから「プライベート重視の軸」と名付けた。

最後の第4軸は、「能力がない人は、よい生活ができなくて当然だ」が最も高い値を占め、「よく知らない人と話すのは苦手だ」が低い値となっていることから、「能力主義重視の軸」と名付けた。

各軸の固有値、寄与率、相関係数を表1、各軸の特徴を図1から図4に示した。また、各属性のサンプル得点平均を図5に示した。

表1 各軸の固有値、寄与率、累積寄与率、相関係数

	固有値	寄与率	累積寄与率	相関係数
第1軸	0.1859	19.94%	19.94%	0.4311
第2軸	0.1483	15.91%	35.85%	0.3851
第3軸	0.1382	14.83%	50.68%	0.3718
第4軸	0.1276	13.69%	64.37%	0.3573

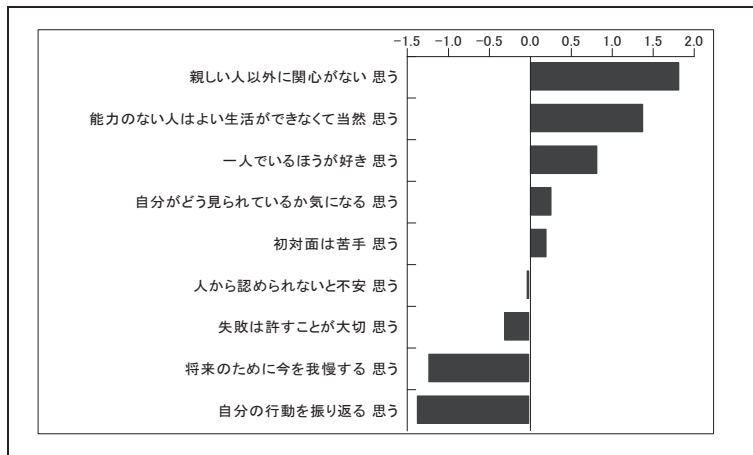


図1 グループ重視の軸

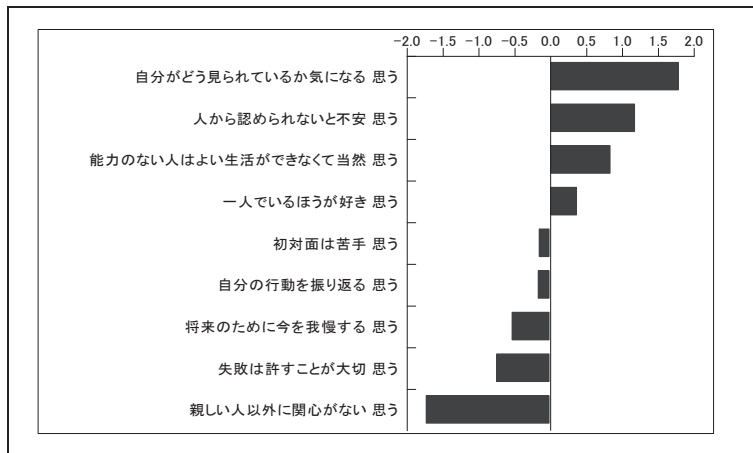


図2 他者評価重視の軸

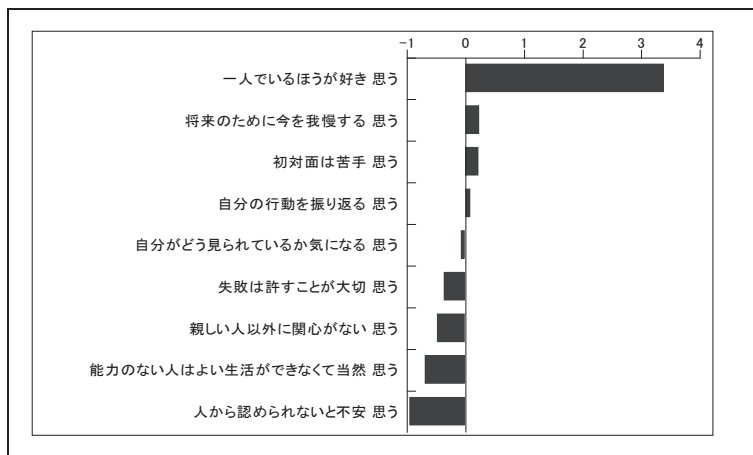


図3 プライベート重視の軸

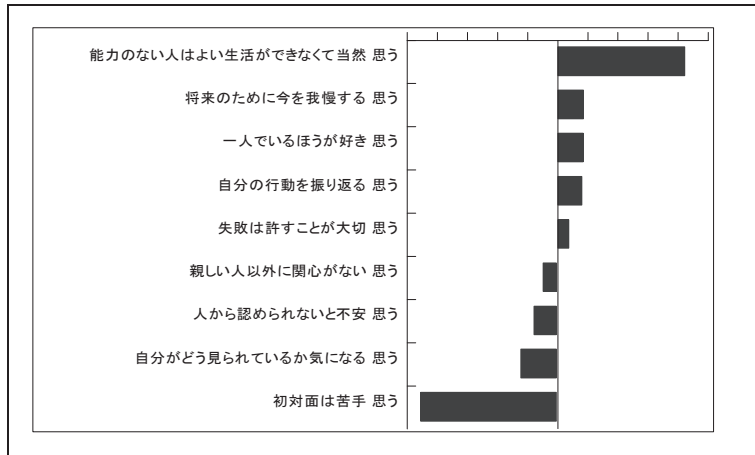


図4 能力主義重視の軸

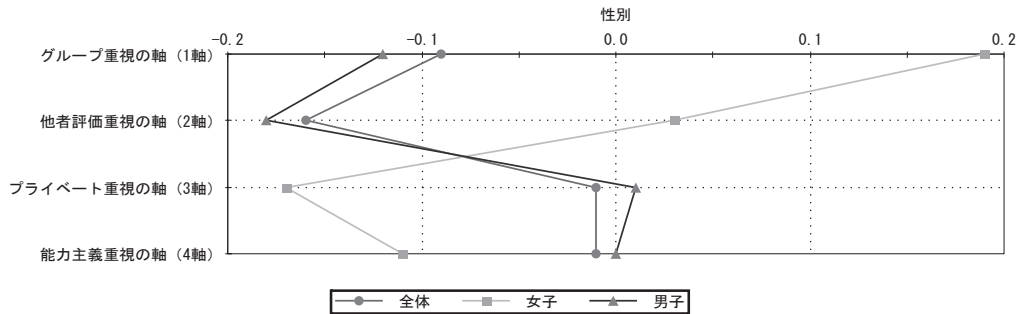


図5 性別による対人意識の特徴 (平均値)

この結果をみると、女子は男子とくらべて「グループ重視の軸」および「他者評価重視の軸」がプラスに高いことがわかる。反対に「プライベート重視の軸」がマイナスを示していることから、女子の対人意識においてグループ活動を重視しかつ他者からの評価にも注視している傾向が読みとれる。一方、男子は女子とくらべてプライベートを重視し、能力主義的な傾向が強いことがこの結果から窺い知れる。

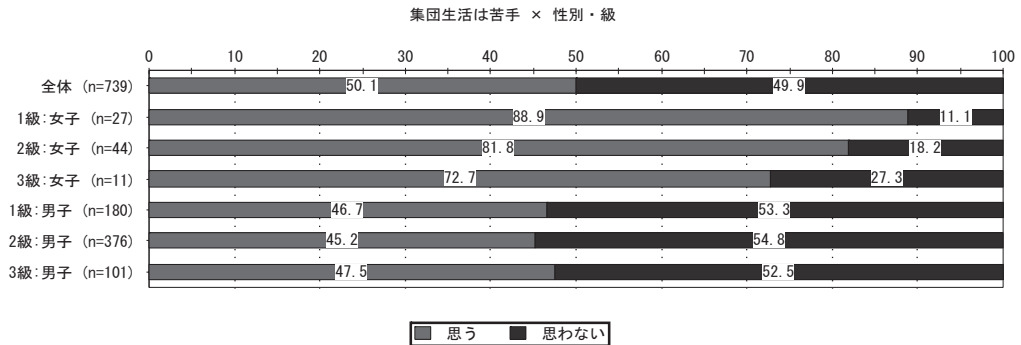
2) 少年院の生活と変容

ここでは、少年院の生活に関連する質問項目を中心に少年の対人意識や対人関係について考

察する。先述したとおり、少年院への入院は家庭裁判所の審判により決定される。しかし、刑務所における刑期とは異なり基本的にその収容期間に定めがない(「少年法」第24条)。つまり、在院中の矯正教育等によって更生できれば出院(仮退院)となる。だが収容期間に関しては、各少年院で概ねの期間が設定されている。これは家庭裁判所の審判において少年の非行内容の違いおよび「比較的短期」や「比較的長期」、「相当長期」などの勧告が付されることによるものである。したがって、各少年院において「特修短期処遇」(原則4ヶ月以内)や「一般短期処遇」(原則6ヶ月以内)、「長期処遇」(原則12ヶ月から24ヶ月)など、その収容期間に即した少年への個別計画が立てられる⁵⁾。

入院後は、はじめに3級として単独寮(単独室)に一定期間(考査期間)入り、その後、集団寮の生活が始まる。この集団生活の期間は中間期と呼ばれ、1級に進級すると出院準備期間として教官と共に院外に出たり、出院後の進路等、社会復帰のために準備することになる。

ここで、少年院の生活を中心に少年の対人関係と意識についてみたい。図6は、「集団生活は苦手だ」という設問を用意し、「思う」(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」)を統合、以後同様)と「思わない」(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」)を統合、以後同様)を性別および級別でクロス集計した結果である。



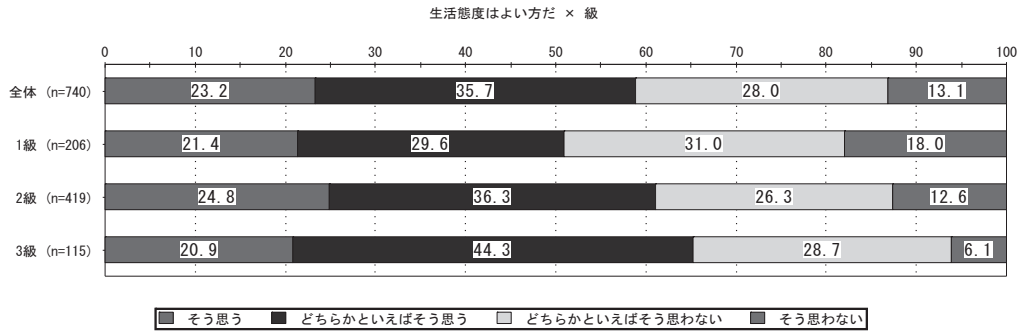
χ^2 (df=5, N=739) = 40.9173 p=.000

図6 集団生活に対する苦手意識と性別および級別

図6をみると、性別による大きな違いが認められる。男子よりも女子に集団生活の苦手意識が強くあらわれていることがわかる。また女子の級別では、3級から1級に進級するごとに集団生活に対する苦手意識は高まっているようである。3級の時点では、まだ基本的に単独室の生活であるため2級から集団生活がはじまるが、2級および1級の約8割が集団生活に対して苦手意識を有していることは、集団生活における社会性や対人関係能力の育成という点においてどのように緩和するのが課題といえよう。

次に少年院における生活態度について自分自身の評価をみてみたい。「私は生活態度がよい方だと思う」という設問に対して4件法で得た回答結果である。

少年院における非行少年と法務教官の関係性と変容（作田誠一郎）

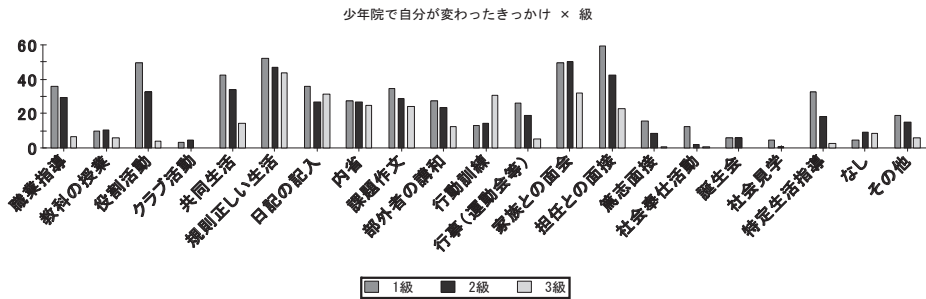


χ^2 (df=6, N=740) = 14.8957 p<.05

図7 級別にみた少年院における生活態度

図7の通り、進級するごとに生活態度に対する自己評価は低くなる傾向が認められる。3級では、少年院の基本的な「起居動作（食事，就寝，点呼，入浴，運動等）」が指導され，規範や秩序の維持等のため生活および行動の制限が加えられる。進級するごとに自身の言動に配慮しながら，集団生活を円滑に過ごすための自主的な判断の機会が増すことから，生活態度に対する自己評価に反映されているのかもしれない。

次に「少年院の生活のなかで自分が変わったと思うきっかけがありましたか」という設問を用意して，級別に複数回答で得た結果である⁽⁶⁾。



	職業指導	教科の授業	役割活動	クラブ活動	共同生活	規則正しい生活	日記の記入	内省	課題作文	部外者の講和	行動訓練
1級	35.6	10.1	49.5	3.4	42.3	52.4	36.1	27.4	34.6	27.4	13.0
2級	29.5	10.3	32.3	4.4	34.2	47.1	26.9	26.5	28.6	23.7	14.1
3級	6.6	5.8	4.1	0.0	14.0	43.8	31.4	24.8	24.0	12.4	30.6
合計	28.2(209)	9.9(73)	33.4(247)	3.6(27)	34.1(252)	49.2(364)	30.9(229)	27.3(202)	30.3(224)	23.4(173)	16.8(124)
	行事（運動会等）	家族との面会	担任との面接	篤志面接	社会奉仕活動	誕生会	社会見学	特定生活指導	なし	その他	合計
1級	26.0	49.5	59.1	15.9	12.5	5.8	4.3	32.7	4.3	18.8	100.0(208)
2級	18.7	50.1	42.6	8.2	2.1	6.1	0.7	18.3	9.4	14.8	100.0(427)
3級	5.0	32.2	23.1	0.8	0.8	0.0	0.0	2.5	8.3	5.8	100.0(121)
合計	19.1(141)	48.2(357)	45.1(334)	9.3(69)	5.0(37)	5.1(38)	1.6(12)	20.1(149)	8.1(60)	14.7(109)	100.0(740)

注) 注目される数値を太字で示している。

図8 少年院の生活における自己変容

図8から合計の数値に注目すると、最も高い値は「規則正しい生活」が49.2%であり、続いて「家族との面会」が48.2%であった。「規則正しい生活」については、これまで少年院に入院する前に多くの少年は、昼夜が逆転する生活を送っていたことが予想される。また食事や就寝の時間も不規則であったかもしれない。少年院では、全ての生活において時間とその活動内容が決まっている。この「規則正しい生活」によって、入院から出院の過程で自身を振り返るきっかけが得られたと思われる。また「家族との面会」は、少年院に入院したことによって家族と一定の物理的または心理的な距離をとることで、改めて家族関係を考える機会が得られたと考えられる。そのなかで、「家族との面会」を通じて自身を見つめ直し、出院後における家族関係の再構築を図るという意識が「家族との面会」に含意されているかもしれない。

さらに出院を控えた1級の少年に注目すると、「担任との面接」が59.1%で最も多く、次に「役割活動」が49.5%と続いている。少年院において「担任との面接」は、少年自身の自己変容に大きな役割を果たしていることがわかる。この傾向は、進級するにつれて強くなることが結果からも窺い知れる。また「役割活動」は、日直などの寮生活における活動である。この役割を通じて、少年の他者評価や活動を成し遂げた充実感、そして役割をやり遂げた自信が自己変容に大きく影響することがこの数値にあらわれているといえよう。

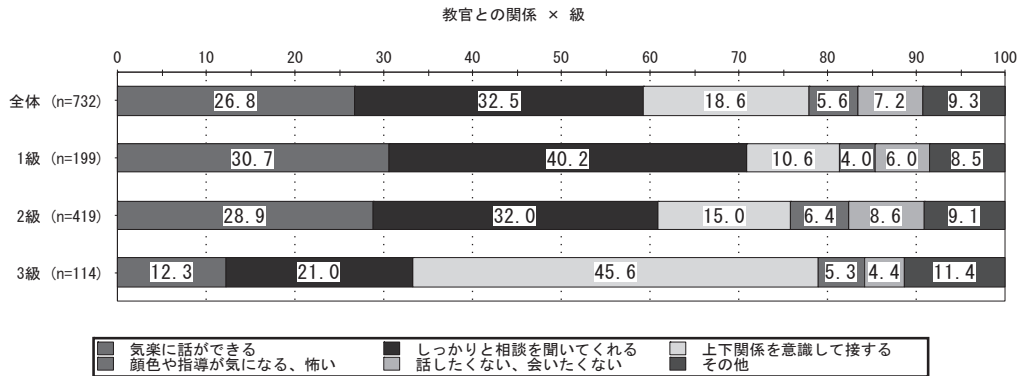
ここで「担任との面接」に注目してみたい。なぜなら少年院の生活において法務教官との直接的なかわりが少年の自己変容に何らかの影響を与えていると思われるからである。次節では、法務教官の関係に焦点を当てて分析を進める。

3) 法務教官の関係と変容

ここでは、少年院における少年の自己変容に大きな影響を与えている法務教官と少年との関係はどのような状況にあるのか、そして少年は法務教官に対してどのような意識を有しているのかについて明らかにしたい。

図9は、現在接している法務教官との関係について、「先生とは気楽に話ができる」「しっかりと相談を聞いてくれる」「先生と上下関係を意識して接している」「先生の顔色や指導が気になる、怖い」「授業や職業指導以外では話したくない、会いたくない」「その他」の選択肢を用意し、そのなかからひとつを選択してもらった結果である。

少年院における非行少年と法務教官の関係性と変容（作田誠一郎）



χ^2 (df=10, N=732) = 78.4666 p = .000

図9 級別による法務教官との関係

この結果から、3級は「上下関係を意識して接する」が45.6%と他の選択肢とくらべて最も高い値であることがわかる。しかし、2級になると上下関係の値が低くなり、その一方で「気楽に話ができる」(28.9%)や「しっかりと相談を聞いてくれる」(32.0%)が割合として高まっている。特に「しっかりと相談を聞いてくれる」は、1級になると40.2%となり、法務教官の関係において意識の上で重要なかわりとして注目される。

3級は、少年院に入院したばかりの段階であり、単独寮で生活するため緊張を伴いながら法務教官と接していることが想定される。また少年院の生活の基本を身に付ける期間でもあり、法務教官もしっかりとした距離感を意識しながら接しているのかもしれない。しかし、2級からは集団寮の生活となり、言動等の自由度も増す。すなわち集団生活のなかで、自分の言動に責任を持つことが試される期間ともいえる。このなかで、担任等の法務教官とのかわりは大きく変化することがわかる。他方、負の関係ともいえる「顔色や指導が気になる、怖い」や「話したくない、会いたくない」などの値は、どの級においても約1割となっていることも特徴のひとつとしてあげられる。

ここで法務教官という存在は、少年がかかわってきた教師（中学校）とどの点で異なるのかについて同様の設問を用いて比較してみたい⁽⁷⁾。

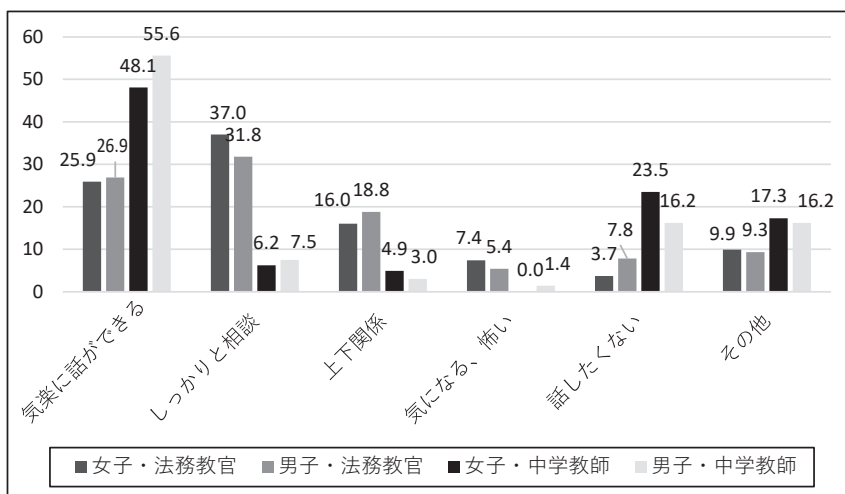


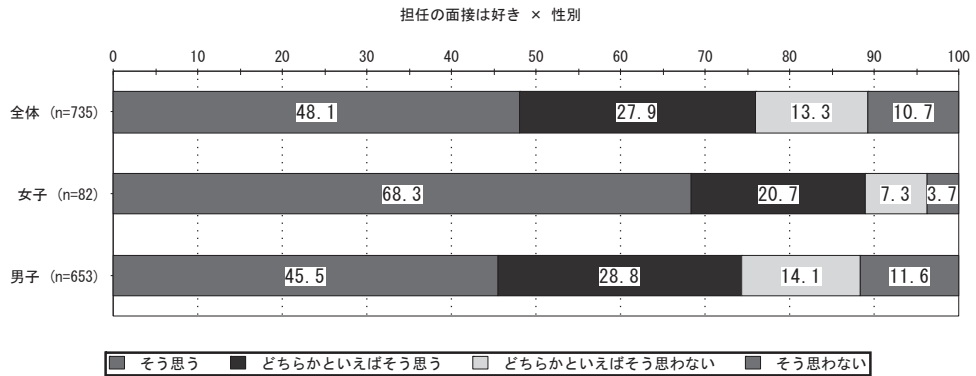
図10 法務教官と教師のかかわり比較

図10をみると、男女ともに教師に対して約5割が「気楽に話ができる」と回答している。同様の回答として法務教官の関係については、女子では25.9%、男子では26.9%という結果であった。続いて、「しっかりと相談を聞いてくれる」では、その傾向は逆転している。男女ともに教師の関係では、女子6.2%、男子7.5%と1割に満たない値であったが、法務教官との関係では、女子が37.0%、男子は31.8%とそれぞれ3割以上を占めていることがわかる。中学校では、クラス担任が40名近くの生徒を受け持ち、授業や部活、会議や学内行事の準備など、生徒とかかわる時間が取れないことも予想される。法務教官は、各個人の処遇計画に沿って担任や寮主任、実科担当の教官がさまざまな場面で少年と対話している。このかかわりが、図10の数値としてあらわれたと考えられる⁽⁸⁾。

次に、担任（法務教官）との対話についてデータから読み取ってみたい。先の結果から法務教官の対話（相談など）は、少年自身の自己変容に大きく影響を与えるとともに、教師とくらべてその機会も多いことが明らかとなった。特に少年院では、個別の指導計画のもとで進級の判定や個々の行動に対する指導が担任の面接を中心に展開されている。次に、この面接についてみていきたい。

図11は、「担任の先生との面接は好きだ」という設問に対して、性別でクロス集計した結果である。

少年院における非行少年と法務教官の関係性と変容（作田誠一郎）



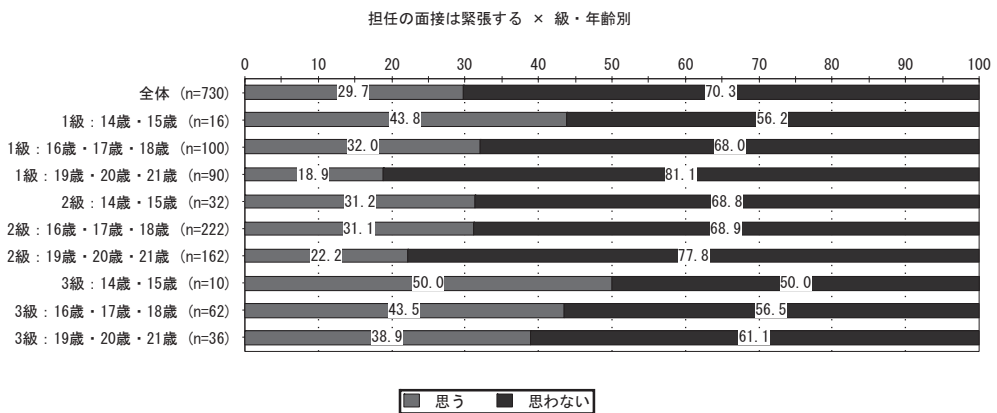
χ^2 (df=3, N=735) = 16.4106 p=.000

注) 年齢・入院回数において割合の大きな差異は認められなかった。

図 11 性別にみた面接の好意傾向

図 11 をみると、担任の面接に関しては男女ともに約 7 割が「思う」と答えており、女子 (89.0%) が男子 (74.3%) とくらべて高い値を示す結果となった。この点から、全体的に多くの少年が担任の面接に対して好意的な意識を有していることがわかる。

では、面接の好意的な傾向とは異なる意識はどうであろうか。図 12 は、「担任の先生との面接は緊張する」という設問に対して級別・年齢別でみたものである。



χ^2 (df=8, N=730) = 20.4962 p=.001

図 12 級・年齢別にみた面接の緊張傾向

図 12 の結果をみると、3 級が全体的に高い傾向にあり、各級の特徴として年齢が低いほど緊張傾向が数値として高くあらわれている。3 級は、少年院に入院したばかりであり、法務教官とのかかわりが慣れていないことも要因のひとつとしてあげられる。また、図 9 の法務教官との関係において「上下関係を意識している」の割合が高かったことも、この図 12 の緊張傾向

向としてあらわれているかもしれない。さらに各級において年齢の低い少年に緊張傾向があらわれていることについては、高校生活や社会経験を有している年齢の高い少年との違いがあるように思われる。

次にこれまで考察した法務教官の面接に対する緊張傾向と好意傾向の回答をそれぞれ「思う」と「思わない」に集約し、4つに類型化した結果が図13である。それぞれのタイプの説明であるが、「委縮対話型」(22.1%)は、面接は好きであるが緊張を伴っているタイプである。「畏怖面談型」(7.3%)は、面接は好きではないと回答し、かつ面接場面で緊張しているタイプである。このタイプは4類型のなかで最も低い割合を示している。次に「拒否会話型」(16.8%)は、面接に対して緊張はしていないが、面接は好きではないというタイプである。最後の「弛緩談話型」(53.8%)は、面接は好きであり、かつ緊張を伴わないタイプである。このタイプは4類型のなかで最も高い割合を占めており、過半数の少年がこのタイプに該当する。

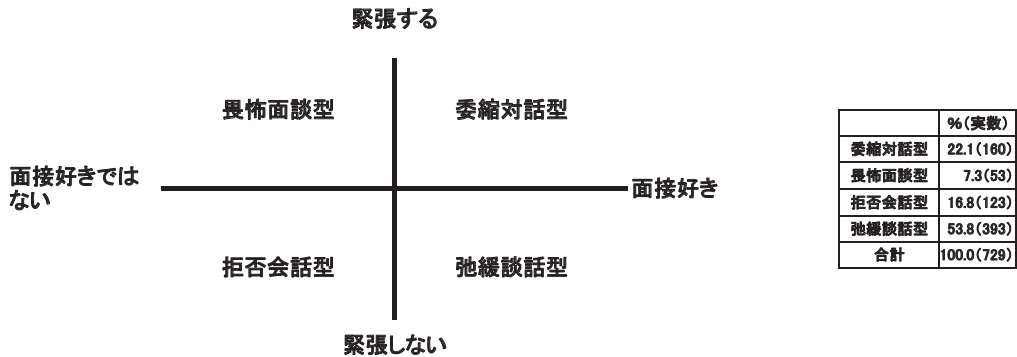


図13 法務教官の関係（面接）にかかわる4類型

この4類型をもとに各質問項目についてみていきたい。表2は、対人意識を問う設問を用意して4類型とクロス集計した結果である。各質問項目は、「親密重視傾向」「能力主義的傾向」「自省的傾向」「空気重視傾向」「現実努力傾向」の5つであり、各項目の「思う」の回答結果のみを示している⁽⁹⁾。

表2 対人意識と4類型

	①親密重視傾向	②能力主義的傾向	③自省的傾向	④空気重視傾向	⑤現実努力傾向
委縮対話型	38.9 (63)	30.0 (48)	70.4 (114)	50.3 (81)	64.8 (103)
弛緩談話型	43.6 (171)	36.7 (141)	62.6 (246)	31.5 (123)	59.5 (234)
畏怖面談型	49.1 (26)	40.4 (21)	60.4 (32)	34.0 (18)	62.3 (33)
拒否会話型	57.0 (69)	45.1 (55)	37.7 (46)	19.7 (24)	36.6 (45)
「思う」総計	45.2 (329)	36.9 (265)	60.0 (438)	33.8 (246)	57.0 (415)

(注) ①・② p < .05 ③・④・⑤ p = .000, 注目される値を太字で示している。

この結果をみると、「委縮対話型」が「自省的傾向」（70.4%）および「空気重視傾向」（50.3%）において最も高い値を示している。「委縮対話型」は、緊張を伴いつつも面接自体は好きなタイプであることから周囲の評価等も含めて場の空気に敏感であることがわかる。また常に自身を省みる点も「委縮対話型」の特徴といえる。

他方で最も注目されるタイプは、「拒否会話型」である。このタイプは、図8の少年の自己変容において指摘した法務教官の働きかけという点で課題を抱えている。各設問をみていくと、対人意識の特徴のなかで「親密重視傾向」（57.0%）および「能力主義的傾向」（45.1%）は他のタイプとくらべて最も高い値である。親密な人間関係は大切にすが、一方で利得に根差した能力主義的な評価を重視する対人関係の傾向が読みとれる。その反面、「自省的傾向」（37.7%）、「空気重視傾向」（19.7%）、「現実努力傾向」（36.6%）は、他のタイプのなかで最も低い値を示している。気の合う仲間を重視し、「能力主義的傾向」は高く、かつ自らの言動を省みず場の空気感あまり読まないことがわかる。さらに将来を見据えた努力をあまり重視していないタイプといえる。このタイプは、法務教官のかかわりにおいて注視する必要があると思われる。この「拒否会話型」には、法務教官の支援および指導の面で将来の社会復帰のために少年院の生活（資格取得も含めて）を過ごし、集団生活のなかで他者を思いやる言動を少年が身に付けるという点からも多くの課題があるタイプといえよう。

次に法務教官に対する承認欲求についてみてみたい。「自分の言葉や行動を担任の先生から認めてもらいたい」という設問に対して4類型とクロス集計した結果が図14である。

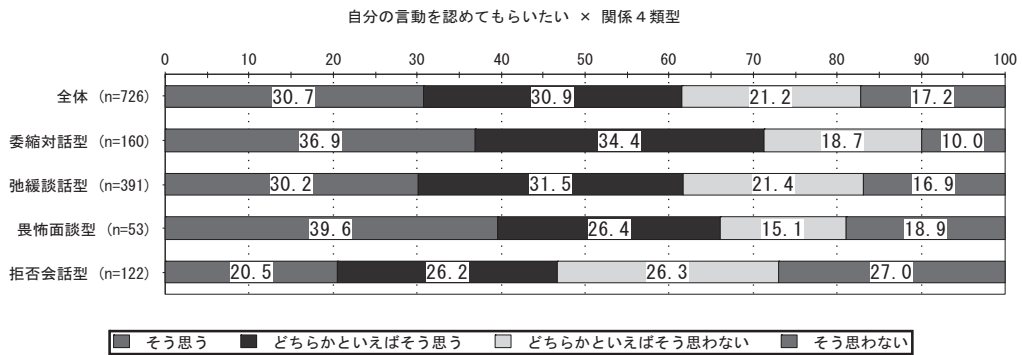
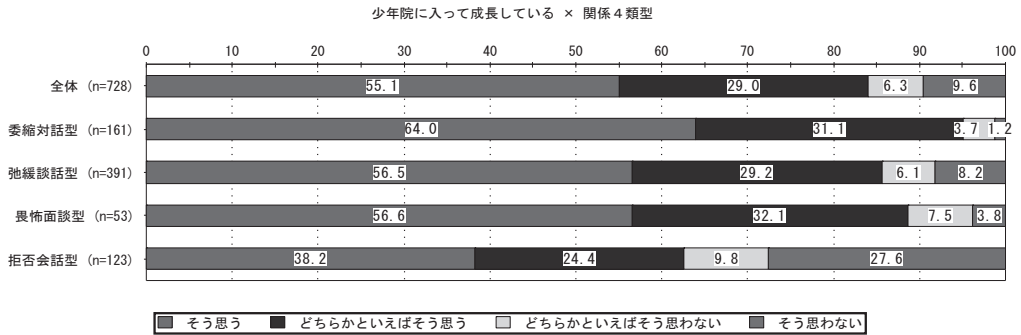


図14 承認欲求に対する4類型

この結果をみると、他のタイプとくらべて「拒否会話型」の「思う」が46.7%と最も低い値を示している。先述したように「拒否会話型」は、近い関係を重視し、「能力主義的傾向」が他のタイプより高く、「自省的傾向」や空気感を讀む「空気重視傾向」は低いことを指摘した。全体的に矯正教育として実施される内省等の自身の振り返りや集団生活における周囲への配慮

などは、少年の立ち直りの場面で重要なポイントとなる。図14の法務教官に対する承認欲求が低いことは、法務教官の働きかけから芽生える自身の成長や自信にも影響があるかもしれない。

その点を図15における「少年院に入って成長していると思う」という設問から確認したい。

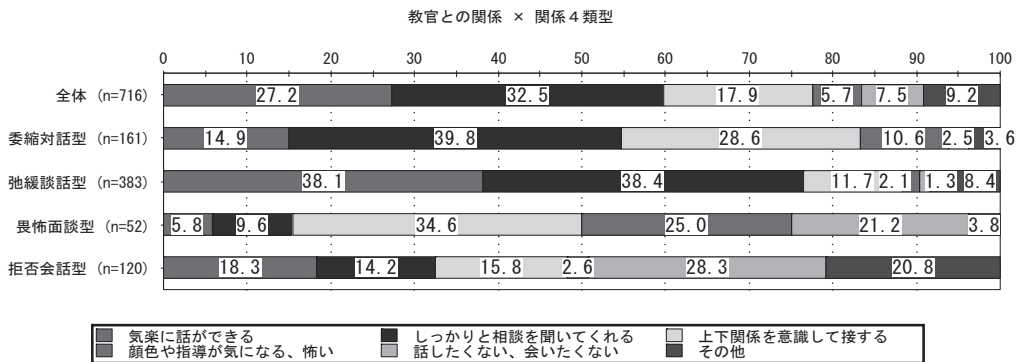


χ^2 (df=9, N=728) = 70.3313 p = .000

図15 少年院における成長と4類型

図15をみると、少年院における成長に関して他のタイプの「思う」が9割近くを占めているのに対して「拒否会話型」の「思う」(62.6%)が約6割と低い値を示している。少年院における他者評価も重要なポイントではあるが、少年自身が言動を省みて集団行動のなかで社会性や対人関係を身に付けていくことが成長への実感として体现されると思われる。その点から「拒否会話型」における成長への実感についてもさらなる考察が必要であろう。

最後に法務教官の関係と4類型をクロス集計することで、その特徴をみてみたい。法務教官の関係の設問は、図9と同様である。



χ^2 (df=15, N=716) = 275.3777 p = .000

図16 教官の関係と4類型

この結果から、面接における少年への働きかけとして「しっかりと相談を聞いてくれる」という関係は重要であると思われる。この関係に注目すると、「委縮対話型」（39.8%）および「弛緩談話型」（38.4%）にくらべて「拒否会話型」（14.2%）および「畏怖面談型」（9.6%）の値が低いことがわかる。反対に「話したくない、会いたくない」は、法務教官と少年の関係において最も困難な関係性であり、「拒否会話型」（28.3%）および「畏怖面談型」（21.2%）が「弛緩談話型」（2.5%）および「委縮対話型」（1.3%）とくらべて大きな開きが認められる。特に「拒否会話型」の「その他」（20.8%）の自由記述をみると、「先生への信頼があまりなく、相談をしても不安が残る」や「特にどんな関係でもない。話しかけられたらそれに対して返事を返すくらいです」、「考えが固くて論外」など、否定的な意見が述べられている。

法務教官の面接に基づく4類型のなかで一般的に「拒否会話型」の少年に対してどのように対応し、立ち直りを支援していくのかが一つの課題として明らかになった。

4. 結論

ここで少年院における法務教官と少年の関係および少年の変化について総括する。少年院は、各少年に対して個別の教育計画に基づいた教育の実施している。その実施において法務教官の役割は大きく、職業指導や教科指導、そして生活態度を含めた生活指導に至るまで幅広く少年の改善更生と社会復帰を支援している。はじめに、その法務教官との関わりについて少年の対人意識に注目した。この少年の対人意識の全体的な傾向として、女子は男子とくらべてプライベートよりもグループを重視する傾向が認められた。また男子は、女子とくらべてプライベートを重視し、かつ能力主義的傾向が強いことが認められた。次に少年院の生活に焦点を当てて分析したところ、性別では女子が男子とくらべて集団生活が苦手だという意識が高いことがわかった。さらに女子においては、進級するごとにその傾向は高まっている。また生活態度では、進級するにつれて肯定的な自己評価は低くなる傾向が認められた。

少年院の生活における自己変容については、少年院の規則正しい生活とともに家族との面会および担任との面接が大きな割合を占めていた。特に出院を控えた1級では、担任との面接が最も高い値を占めていた。やはり法務教官の関わりは、少年の自己変容に影響を与えていることが窺い知れた。そこで、法務教官の関係について設問を用意したところ、級別では3級の45.6%が「上下関係を意識している」を占めており、進級につれてその割合は低くなる傾向が読み取れた。他方、法務教官の関係のなかで「しっかりと相談を聞いてくれる」が進級するごとに大きな割合を示す結果となった。

学校の教師（中学校）との比較では、教師とくらべて法務教官は「しっかりと話を聞いてくれる」や「上下関係を意識して接する」の値が高く、「話したくない、会いたくない」という否定的な関係が低い値を示していた。また法務教官の面接においては、男子よりも女子が面接

を好意的に受け止めており、面接に対する緊張感は進級するごとに低くなる傾向が明らかとなった。

最後に法務教官の面接に関する4類型では、「拒否会話型」は他のタイプとくらべて「親密重視傾向」および「能力主義的傾向」が高い値を占めている。一方で「自省的傾向」や「空気重視傾向」、「現実努力傾向」が他のタイプとくらべて低い割合を占める結果となった。この「拒否会話型」は、承認欲求や「少年院における成長」（自己評価）が他のタイプより低い値を示しており、教官の関係においても「顔色や指導が気になる、怖い」や「話したくない、会いたくない」等のマイナス的な意識を有している割合が高いことが認められた。法務教官の関係からみた「拒否会話型」の少年に対する関わりおよび支援については、一つの課題としてあげることができた。

最後に、出院後の少年についてふれておきたい。令和元年における少年院の出院者は2,065人であり、出院者の進路は、「就職決定」が38.9%、「高等学校復学決定」が2.4%、「中学校復学決定」が1.5%、「就職希望」が40.8%、「進学希望」が13.1%、「進路未定」が0.7%である（『令和2年版犯罪白書』2020）。この結果をみると、過半数は出院後の進路が決定していないことがわかる。また令和元年の少年の刑法犯の検挙人員中の再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙・補導されたことがあり、再度検挙された少年）の人員および再非行少年率をみてみると、検挙人員19,914人中の再非行少年は6,773人であり、再非行少年率は34.0%であった（同書）。すなわち、この約3割の再非行少年率の低減を図るためにも、「再犯防止推進計画」（2017）における就学支援等の社会復帰支援が重視されている。現在、法務省と文部科学省の間で、入院中から通信制高校へ入学し、少年院での矯正教育を通信制高校の単位として認める（また少年院において通信制高校の授業を受講する）ことで、出院後も継続して同校に在籍することが模索されている（『朝日新聞』2020.6.23朝刊）。

本調査の結果をみると、在院少年自身の成長や変化、立ち直りに関しては、少年院の入院をきっかけとして家族関係を再構築したり、不良行為をおこなってきた仲間集団と物理的に距離を置くことが影響していることも考慮する必要がある。しかし、集団生活における法務教官との関わりや家族との面会場面における法務教官のサポートなど、これまでの学校の教師や周囲の大人の関係とは異なる法務教官との関わりを通じて在院している少年の意識に影響を与えていることがわかった。

少年院における法務教官の関係および経験が、退院後の社会復帰においてどのように影響しているのかについては、追跡調査を含めた検討が必要である。

〔注〕

- (1) 「生活指導」は、「基本的生活訓練」「問題行動指導」「治療的指導」「被害者心情理解指導」「保護関係調整指導」「進路指導」の細分化される。実施に関しては、全体講義や面接指導、作文指導や日

記指導、そしてグループワーク等を用いている。近年では、「特定生活指導」として「被害者の視点を取り入れた教育」「薬物非行防止指導」「性非行防止指導」「暴力防止指導」「家族関係指導」「交友関係指導」の6種類の講習が用意されている。

- (2) その真意として、当時の広島少年院のパンフレットには、「所が矯正院と云う名称は法律上当然の名称であります如何にも厳めしい感じのする名であって実際に此の名称を使用することは保護少年の教養上如何かと云う懸念もありますので現実に少年を収容する場合には之を矯正院と呼ばずに『何々少年院』と云う具合に夫々別な柔らかい名称を付することになっております」（広島少年院1941:10）との説明がある。
- (3) 『令和元年版犯罪白書』によると、平成30年度の少年院収容者は2,108人であり、男子91.7%（1,933人）、女子8.3%（175人）である。
- (4) 対人意識の質問項目については、これまで実施してきた青少年のいじめと規範意識調査の質問項目を踏襲している（作田2020）。また同項目は、後期近代社会の諸特徴（再帰性や個人化、リスク化等）を念頭に構成している。
- (5) 『令和2年版犯罪白書』によれば、「少年院での収容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、少年院の長は、20歳に達した後も、送致の決定のあった日から1年間に限り、収容を継続することができる。在院者は、収容期間の満了により退院するが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定をする。さらに、家庭裁判所は、在院者の精神に著しい障害があり、医療に関する専門的知識及び技術を踏まえて矯正教育を継続して行うことが特に必要な場合には、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定を行い、同決定を受けた在院者は、第3種の指定を受けた少年院に収容される」（同書：110）とある。また在院者については、生活環境の調整を行い、地方更生保護委員会の決定により、収容期間の満了前に仮退院を許されることがある。この場合、仮退院した後は、収容期間の満了日又は退院の決定があるまで保護観察に付される。
- (6) 級別の他に、性別、年齢別、入院回数別において分析したが、各クロス集計の結果において大きな差異は認められなかった。「その他」の内容に関しては、下記の通りである。

- 家族や友だちのことを考える時間（男子、16歳、1級）
- 資格取得（男子、20歳・19歳、1級）
- 他の寮生との話し合い・助言（男子、18歳・17歳、1級）
- 彼女の手紙、面会（男子、20歳、2級）
- 家族からの手紙（男子、19歳、2級）
- 友だちからの手紙（男子、19歳、1級）
- 毎日の何気ない生活（男子、17歳、1級）
- 寮生との出会い（男子、19歳、1級）
- 個別の情操教育（女子、19歳、1級）
- 講話の時の先生の気持ち（男子、17歳、1級）
- 読書・書物の中の学者との出会い（男子、17歳・18歳・19歳・20歳、1級）
- 長い時間の拘束（男子、19歳、1級）
- 娘が産まれたこと（男子、19歳、3級）
- マインドフルネス（瞑想）（男子、18歳、2級）
- 謹慎処分（男子、15歳、1級）

- (7) ここで比較対象とする教師は、調査対象に高校に進学していない少年も含まれているため中学校の教師を対象としている。

- (8) 法務教官および教師の両方の設問に「その他」の自由記述で回答した結果は下記の通りである。相対的に対話が多い法務教官との関係は良好な印象を受ける。しかし、教師にも法務教官にもあまり関係性が構築できていない少年（教師「そもそも学校にいても帰らされた」、法務教官「特にどんな関係でもない。話しかけられたらそれに対して返事を返すくらいです」）は、少年院の矯正教育課程において注視しなければならない少年といえる。

性別	年齢	級	教師	法務教官
男子	18	1	気楽に話すけど本音ではない話ばかり	楽に話せて相談のアドバイスをくれる
男子	19	1	話しない、うとうしい	仲が良い人とは仲が良い
男子	17	2	どういう場でも関わりたくない	先生への信頼があまりなく、相談をしても不安が残る
男子	20	1	イジメのことを真剣に考えてくれなかった	先生によって変わる
男子	17	1	いじめていた	寮主任は今の心の支え
男子	18	2	相手にしない	一部の職員とは話できる
男子	19	1	友人みたいな関係	一般社会の関係
男子	17	1	そもそも学校に行っても帰らされた	特にどんな関係でもない。話しかけられたらそれに対して返事を返すくらいです
男子	18	2	ケンカの間柄	世話になっている
男子	18	2	無関心	担任や好きな先生は良いが、嫌いな先生には会いたくない

- (9) 5つの質問項目の詳細は、「親密重視傾向」が「私は親しい人たち（友だちや家族など）以外の人の考え方や行動に興味がない」、「能力主義的傾向」が「能力がない人は、よい生活ができなくて当然だ」、「自省の傾向」が「いつも自分の行動を振り返り、よくしようと思う」、「空気重視傾向」が「自分だけが浮いてしまうのではないかと不安になることがある」、「現実努力傾向」が「将来よい生活ができるようになるためなら今の楽しみをがまんする」である。

〔文献〕

- ・作田誠一郎, 2020, 『いじめと規範意識の社会学——調査からみた規範意識の特徴と変化』 ミネルヴァ書房.
- ・都島梨紗, 2017, 『非行少年の「立ち直り」に関する社会学的研究——少年院・保護観察所の実践と非行経験者の語りに関する分析』 名古屋大学大学院 2017年度博士論文.
- ・仲野由佳理, 2017, 「少年院から社会への移行における更生保護施設の役割——更生保護施設職員の語りにもみる『矯正教育における変容』のその後』 『教育學雑誌』 第53巻, 33-48.
- ・法務省, 2020, 『令和2年版犯罪白書』
- ・広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編, 2012, 『現代日本の少年院教育——質的調査を通して』 名古屋大学出版会.
- ・広島少年院, 1941, 『矯正院とは何をやる所か——附・広島少年院の教養』 広島少年院.
- ・法務省矯正局, 『明日につなぐ——少年院のしおり』 法務省矯正局.
- ・宮口幸治, 2019, 『ケーキの切れない非行少年たち』 新潮社.

(さくた せいいちろう 現代社会学科)

2020年11月16日受理

